

大阪市審議会等委員への女性の登用促進要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「大阪市男女共同参画基本計画」(平成18年3月策定)に基づき、男女共同参画社会の実現に向けて、女性の意見を政策の立案及び決定過程の場に反映させるため、審議会等の委員への女性の登用を積極的に促進することを目的とする。

(対象)

第2条 この要綱で「審議会等」とは、法律又は条例に基づき設置される附属機関等をいう。ただし、要綱等により開催される懇談会等行政運営上の会合についても、女性委員の構成比率を高めるよう努めるものとする。

(目標)

第3条 審議会等の委員については、次の目標により女性の登用促進を図る。

- (1) 継続的に全ての審議会等に女性委員を登用する。
- (2) 平成27年度までに女性委員の割合が40%を上回ることを目標とする。

(所属長の責務)

第4条 大阪府市大都市局長、市政改革室長、人事室長、大阪市事務分掌条例(昭和38年大阪市条例第31号)第1条に掲げる局及び室の長、危機管理監、会計室長、消防局長、交通局長、水道局長、教育長、行政委員会事務局長、市会事務局長、中央卸売市場長並びに区長(以下「所属長」という。)は、その所管に属する審議会等の委員の選任にあたっては、前条の目標を達成するため、積極的な取り組みに努めるものとする。

2 所属長は、女性の活動や生活体験と関連の深い審議会等の委員の選任にあたっては、女性の参画促進について特段の配慮を払うものとする。

(女性の登用状況の調査及び登用計画の作成)

第5条 所属長は、毎年度、その所管に属する審議会等への女性の登用状況を調べるとともに、その登用計画を作成し、指定する期日までに市民局長に提出するものとする。

(協議)

第6条 市民局長は、前条の規定により提出された書類に基づき、第3条の規定による目標が達成されない審議会等について、所属長と必要な協議を行うものとする。

2 市民局長は、所属長の求めに応じ、審議会等委員について、人材の情報提供等を行うものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、要綱の実施に関し必要な事項は、市民局長が定める。

附 則

この要綱は、平成16年5月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この改正規定は、平成26年10月1日から施行する。